

会員各位

公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部
 公益社団法人不動産保証協会岐阜県本部
 一般社団法人全国不動産協会岐阜県本部
 本部長 野田 久貴

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

[1]令和8年度 岐阜県本部 定時総会及び懇親会 日程のお知らせ

令和8年度岐阜県本部定時総会を下記のとおり開催いたします。

総会議案書は、4月下旬に送付させていただきますので、同封しておりますハガキにご出欠を記入していただき、5月8日(金)までにご送付くださいますようお願いいたします。なお、「議案書」は事前にお目通し頂き、ご質問のある方は、5月15日(金)までに岐阜県本部事務局(TEL058-272-5968)までお申し出ください。総会当日は、必ず議案書をご持参くださいますようお願いいたします。

定時総会終了後は、懇親会がございますので、是非ご出席下さい。

記

【開催日時】 令和8年5月20日(水) ・定時総会 14時30分～
 ・懇親会 17時00分～

【開催場所】 グランヴェール岐山 (岐阜市柳ヶ瀬通6-14 TEL058-263-7111)

[2]「賃貸住宅入居者総合保険」「テナント総合保険」代理店募集のお知らせ/全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー少額短期保険株式会社」は、全日会員の為に設立された全日グループの少額短期保険会社です。賃貸不動産をお取扱いされています全日会員の皆様より、代理店を募集しています。

『全日ラビー少額短期保険「新規代理店登録キャンペーン」(代理店登録していただいた会員の方に、QUOカード(10,000円相当)を進呈)]を実施しています。この機会に是非ご登録下さい。代理店登録希望の方は、全日ラビー少額短期保険(株)代理店登録担当窓口(03-3261-2201)までご連絡下さい。

※ 登録完了1,000社に到達した場合、本キャンペーンは終了しますのでご了承ください。

[3]諸変更事項について

【諸変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

受付年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
R8.3.24	(株)愛和	専任宅建士	安江 至	黛 純平
R8.3.30	グラフ地建(株)	TEL	058-276-0322	058-213-5446
R8.3.30	(株)はる不動産	専任宅建士	青木 友里	山崎 美幸
		FAX	058-201-6721	058-216-3552
R8.3.31	デライフ(株) ハウストゥ各務原市役所前店	政令使用人	三好 悦子	青山 翔太
		専任宅建士		青山 翔太
R8.3.31	デライフ(株) ハウストゥ岐阜東店	専任宅建士	後藤 龍臣	笹井 優
R8.3.31	デライフ(株) ハウストゥ岐阜西店	専任宅建士	笹井 優	後藤 龍臣
R8.3.31	デライフ(株) ハウストゥ鶴沼店	政令使用人	長谷川 由美子	三好 悦子

【退会会員】 退会されました会員の方は次の通りです。

届出年月日	商号	代表者名	摘要
R8.3.17	(有)プラスリアルティ	大竹 由訓	廃業
R8.3.23	エール土地建物(株)	鈴木 亜紀子	廃業

[4]免許更新について

免許更新対象の方に、免許申請書一式を、令和8年4月下旬に発送します、総会議案書に同封させていただきます。お早めに更新をお済ませ下さい。

【令和8年9月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
SPA 建設(株)	森 幸雄	令和8. 9. 2
(株)東海興産	浅野 和彦	令和8. 9. 12
未来ホーム(株)	谷本 哲也	令和8. 9. 21
(株)田舎暮らし	島崎 一二三	令和8. 9. 22
(株)アイエスホーム	鳥羽 増男	令和8. 9. 27

- ※ 更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(4)、(6)、(10)。個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(4)、(10)の写しを郵送もしくは、メールまたはFAX(058-276-0311)にて事務局まで提出願います。
- ※ 令和7年4月1日より、電子申請でも免許更新が可能となりました。詳しくは岐阜県ホームページをご覧ください。
[岐阜県ホームページ](https://www.pref.gifu.lg.jp/page/410216.html) <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/410216.html>

[5]「岐阜県本部だより」FAX での送信廃止について

毎月1回発行しています「岐阜県本部だより」につきまして、これまでFAXで送信していましたが、先般の理事会に於いて、経費削減及びデジタル化の推進の観点から、メールでの送信へ変更させていただくこととなりました。

つきましては、令和8年4月号をもって、FAXでの送信を終了させていただきます。令和8年5月号より、メールにて送信させていただきますので、何とぞ、よろしく願います。

また「岐阜県本部だより」は、岐阜県本部のホームページ(<http://www.gifu.zennichi.or.jp/>)からも閲覧できますので、ご活用下さい。

なお、諸事情により、引き続き、FAXでの受信を希望される方は、事務局までご連絡下さい。

何かご不明点やご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

[6]住宅瑕疵担保履行法に係る令和8年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ/中部地方整備局

住宅瑕疵担保履行法に係る届出手続きにつきましては、年に1回の基準日(毎年3月31日)ごとに、新築住宅を引き渡した実績について、基準日から3週間以内に許可・認定を受けている行政庁に届出を行う必要があります。届出が必要となる会員の方は下記をご覧ください、期間内(R8.4.1～R8.4.21)に届出を行って下さい。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

記

1. 届出の時期について

年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に届出を行う必要があります。

基準日	届出期間
3月31日(火)	4月1日(水)～4月21日(火)

2. 届出書類の様式について

国土交通省ホームページ [住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html) にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

[住まいのあんしん総合支援サイト](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html) [検索](#)

【問い合わせ先】

◎ 大臣免許宅建業者 中部地方整備局建設部建設産業課(不動産業) 052-687-8523

◎ 岐阜県知事免許宅建業者 岐阜県都市建築部建築指導課 058-272-8680